

5. 施設・各種手当を利用する

福祉施設

1 ケアハウス

本文中の問い合わせ先へご連絡ください

家庭環境や住宅事情により、家庭で生活することが困難な 60 歳以上の方が、低額な料金で生活する施設です。できるだけ自立した生活ができるよう、生活相談、入浴、食事、緊急時対応等のサービスが提供されます。

● 対象者

次の全てに該当する方

- ・ 60 歳以上の方（夫婦の場合は、いずれかが 60 歳以上）
- ・ 自炊ができない程度の身体機能の低下が見られ、家庭において独立して生活するには不安のある方で、家族による援助が困難な方



● 費用

本人の収入に応じて費用の負担（使用料）が異なります。

● 申込先・問い合わせ先

直接施設へお申込みください。

施設名	定員（人）	所在地	電話
ケアハウスグレイスフル春日井	60	桃山町 5079-1	(0568) 89-2321
ケアハウスあさひが丘	100	神屋町 1310	(0568) 88-6688
ケアハウス春緑苑	37	廻間町 703-1	(0568) 88-7967

2 生活支援ハウス

地域福祉課

電話 (0568) 85-6364

高齢等のため独立して生活することに不安のある方に対し、介護支援機能、居住機能、交流機能を総合的に提供する施設です。

● 対象者

自炊のできる方で、次のいずれかに該当する方

- ・ 60 歳以上の単身者
- ・ 60 歳以上の夫婦世帯
- ・ 60 歳以上で、家族による援助を受けることが困難な方

● 費用

本人の収入に応じた費用の負担があります。

● 必要なもの

印鑑

● 申込先

地域福祉課へお申込みください。

施設名	定員（人）	所在地	電話
生活支援ハウス第2 グレイスフル春日井	15	牛山町 3195-1	(0568) 32-5080
生活支援ハウスあさひが丘	10	神屋町 1306-1	(0568) 93-1315

3 高齢者世話付住宅の生活援助員派遣等

介護・高齢福祉課

電話 (0568) 85-6182・6183

高齢者世話付住宅の入居者を対象に、市のサービスとして生活援助員の派遣と緊急通報システムの設置（介護・高齢福祉課が対応）を行います。

※ 高齢者世話付住宅とは、高齢者の生活に配慮した構造・設備を整え、市のサービスを受けることができる公的賃貸住宅です。

● 対象者

高齢者世話付住宅の供給者が定める基準に従い、市内の高齢者世話付住宅に入居する方で、次のいずれかに該当する方

- ・ 65 歳以上の夫婦世帯（配偶者は 60 歳以上であること）
- ・ 65 歳以上の親族からなる二世帯（同居者は 60 歳以上であること）
- ・ 65 歳以上の単身者

● 費用

① 生活援助員の派遣

生計中心者の収入に応じて費用負担があります。

② 緊急通報システムの設置

設置費用は市の負担、電話回線等の使用料金と通話料金は利用者負担です。

施設名	戸数	所在地
県営神領住宅シルバーハウジング	60	神領町北1-236 県営神領住宅

※ 入居の申込みは、愛知県住宅供給公社 名古屋尾張住宅管理事務所 電話 (052) 973-1791 へ

各種手当

1 介護福祉特別給付金

介護・高齢福祉課

電話 (0568) 85-6182

介護サービスの利用に伴う諸費用の軽減を図るための手当を支給します。

● 対象者

市の要支援・要介護認定を受けており、世帯全員が市民税非課税の方（生活保護世帯を除く）

● 支給額

月額 3,000 円（8 月、12 月、4 月に前月分までを支給）

● 必要なもの

介護保険被保険者証、申請者の印鑑、本人名義の口座

2 外国人高齢者福祉手当

介護・高齢福祉課

電話 (0568) 85-6182

永住許可を受けた大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた方で、市内に 1 年以上居住し、厚生年金等の公的年金を受給していない方に手当を支給します。所得制限があります。

● 支給額

月額 10,000 円（支給月 8 月、12 月、4 月）

● 必要なもの

印鑑、本人名義の口座、永住許可が確認できる書類の写し